

令和 5 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 6 年 1 月 25 日
 担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2483〕

① 件 名
障害のある人に対する事業者による合理的配慮の提供の義務化について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 国は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）を平成 28 年 4 月に制定し、平成 30 年 4 月に施行した。 本市においては、平成 29 年 9 月に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を制定し、平成 30 年 4 月から施行している。 令和 3 年 5 月、障害者差別解消法の一部改正により、事業者による社会的障壁を取り除く「合理的配慮の提供」が努力義務から義務化され、令和 6 年 4 月に施行となる。</p> <p>【目的】 本市においても、事業者による「合理的配慮の提供」を努力義務から義務化し、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（平成 29 年条例第 36 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく暮らせるまち 第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実</p> <p>石巻市第 4 次障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 30 年 4 月 障害者差別解消法 施行 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例 施行</p> <p>令和 3 年 5 月 障害者差別解消法 一部改正</p> <p>令和 5 年 10 月 令和 5 年度第 3 回石巻市障害福祉推進委員会にて条例改正について審議</p>

⑤ 主な内容

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等は、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合がある。

このような場合、障害者差別解消法では、障害のある人から何らかの配慮を求められた際に、行政機関や事業者が、負担の重すぎない範囲で社会の中のバリア（障壁）を取り除くために必要な対応を行う「合理的な配慮の提供」を求めている。

これまで、これらの対応を行うことについて、事業者においては「努力義務」としていたが、行政機関と同様に「義務」とする。

	改正後	現行
行政機関	義務（改正なし）	義務
民間事業者	義務	努力義務

※「合理的配慮の提供」の例

- ・ 障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。
- ・ 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

障害を理由とする差別解消の一層の推進が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内自治体	条例	合理的配慮の提供
宮城県	障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（令和3年4月施行）	義務
仙台市	仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成28年4月施行、令和5年10月一部改正）	義務
塩竈市	塩竈市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（令和2年施行）	義務（改正予定）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年2月 市議会第1回定例会に条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

3月 ホームページ掲載

4月 市報掲載

4月～ 商工会議所及びハローワーク等への周知協力依頼
みやぎ生協（蛇田店、大橋店）及びイトーヨーカ堂（あけぼの店）の「石巻市情報コーナー」を利用した周知等

⑨ その他